

砂川市指名競争入札参加者指名基準

第1 基本的基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる基本的基準を満たしていなければならない。

また、指名に当たっては契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、地元業者の育成に努めなければならない。

1 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けているものであること。

2 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有するものであること。

3 経営規模的適正

指名しようとする時点において、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と当該指名競争入札に係る予定契約高を総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

4 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化及び資産並びに信用度の低下の事実がなく、かつ、砂川市の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないこととなるおそれがない者であること。

第2 事業別基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる事業別基準たる要件を満たしていなければならない。

1 工事の請負

工事（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事に限る。以下同じ。）の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格（以下「予定価格」という。）に対応する等級に格付されたものであること。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める者を指名することができる。

(1) 指名競争入札に付そうとする工事が、その施工上において技術的難易度が低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、予定価格に対応する等級の直近下位の等級に格付された者を指名することができる。

(2) 指名競争入札に付そうとする工事が、その施工上において技術的難易度が高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、予定価格に対応する等級の直近上位の等級に格付された者を指名することができる。

- (3) 指名競争入札に付そうとする工事が、その施工上特殊な専門的技術を必要とするものにあつては、資格者名簿（砂川市契約規則（平成4年規則第21号）第2条第2項に規定する資格を有する者の名簿をいう。以下同じ。）に登録された者を指名することができる。
- (4) 指名競争入札に付そうとする工事が全体計画の一部である場合は、当該計画に係る全体の契約予定金額を勘案の上、予定価格に対応する等級より上位の等級に格付された者を指名することができる。
- (5) 維持修繕工事がその内容、施工方法、施工に必要な機械器具、設備の保有状況等の諸条件から予定価格に対応する等級によりがたい特別の理由があると認められる場合は、資格者名簿に登録された者を指名することができる。
- (6) 災害の応急等で特に緊急を要する工事、修繕及び改造工事等で性質上急を要する場合は、資格者名簿に登録された者を指名することができる。
- (7) 指名競争入札に付そうとする工事が前各号によりがたい理由により、特例を必要とする場合は、その特例に該当する者を指名することができる。

2 物件の購入

- (1) 精密性、性能の保持等の必要があると認められる物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする物件の供給について経験又は実績を有する者であること。
- (2) 銘柄を指定する必要があると認められる物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする銘柄の物件を供給することができる者であること。

第3 選定基準

1 基本的な考え方

指名競争入札に参加する者の選定は、特定の者に偏しないように、常に公正かつ公平を旨としなければならない。

2 選定の基準

指名競争入札に参加する者の選定は次に掲げる基準を取捨選択し、これを行わなければならない。

(1) 履行経験

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、概ね同規模又はそれ以上の契約の履行経験を有していること。

(2) 履行成績

指名競争入札に付そうとする契約と同種で、かつ、概ね同規模又はそれ以上の契約における履行の成績が、優秀であると認められる者であること。

(3) 機会均等

同程度の契約能力を有すると認められる同業者が複数存在する場合で、これらの者と比較して一定期間における指名回数が少ないと認められる者であること。